

人と魚と海のネットワーク  
香川県漁連ホームページ  
<http://www.jf-net.ne.jp/kagyoren/>



**JF** 高松市北浜町 8-25  
TEL 087-825-0350  
FAX 087-851-0699  
JF香川漁連

## 令和4年度予算要望

9月14日(火)に香川県知事、香川県議会宛に令和4年度予算編成に関する要望を行いました。県漁連・信漁連からは両連の会長である嶋野会長、県漁連からは小濱専務、県信漁連からは岡専務、海水組合からは高野組合長、海苔研からは西口会長が出席されました。



浜田県知事に要望書を渡す嶋野会長

県漁連・信漁連の要望については下記の通りです。

- 1、漁船漁業の振興に関する要望
- 2、養殖業の振興に関する要望
- 3、県産水産物の流通・販売促進に関する要望
- 4、漁業後継者育成及び漁協組織の強化に関する要望
- 5、漁場環境の保全に関する要望
- 6、漁業操業の安全確保に関する要望
- 7、水産業の競争力強化及び成長産業化に関する要望
- 8、漁業近代化資金に関する要望
- 9、水産政策の改革に関する要望
- 10、新型コロナウイルス感染症対策に関する要望
- 11、防災対策に関する要望

嶋野会長から、新型コロナウイルス感染拡大による水産物の需要と魚価の低下、海洋環境の変化による不漁等で、漁業経営は極めて厳しい状況が続いているため、重点要望項目について特段の配慮をいただくようお願いし、浜田香川県知事並びに十河香川県議会議長へ要望書を提出しました。

## オリーブハマチ試食会 & オリーブハマチ販売開始



9月16日(木)、香川県海水魚類養殖漁業協同組合主催のオリーブハマチ試食会が漁連会館6階大会議室にて、生産者の他、香川県水産課や県漁連職員も参加し、開催されました。引田・庵治・鴨庄の3地区のオリーブハマチが用意され、それぞれ試食を行い違いを確かめていました。(マスク着用、ソーシャルディスタンス対応で感染対策の上、開催しております)



オリーブハマチの刺身を試食する参加者

今年は、9月17日よりオリーブハマチが全国一斉に販売開始されました。どの地区のオリーブハマチも新鮮で大変おいしく、さっぱりとした味わいが魅力です。讃岐の秋冬の味覚として定着したオリーブハマチを多くの方々に味わっていただければと思います。

また、オリーブハマチ販売開始に合わせて、プレゼントキャンペーンも開始されます。さぬき海の幸販売促進協議会主催で、オリーブハマチ・オリーブぶり購入の応募者の中から、抽選でオリーブハマチ等が当たります。

**第5弾** オリーブハマチが当たる!

抽選で総計 **200名** 様

～全国青魚の専売特約店協賛会 特別企画～  
オリーブハマチは専用紙オリジナルのブランドハマチです。

合計 **170名** 様

- オリーブハマチ片身 (400g)
- オリーブ茶ティーパック (100個)

Wチャンス! 瀬戸内レモンオリーブオイル (400g×1箱) 抽選で30名様に

〈期間〉オリーブハマチ販売開始日～2021年11月15日(月)当日落印有効

応募方法: オリーブハマチまたはオリーブがりに付いている対象シール2枚以上でご応募いただけます。

対象シール:

※詳しくは店内設置の応募券をご覧ください。

【応募期間】 令和3年9月17日～11月15日  
 【応募方法】 対象商品添付のオリーブハマチ、オリーブがりシール2枚一口とし、店頭で配布する専用はがきまたは郵便はがきに必要事項を記載の上郵送する。  
 【商品】 オリーブハマチ片身、オリーブ茶ティーパック (170名)、Wチャンス賞: 瀬戸内レモンオリーブオイル (外れた方から30名)

# ノリ採苗開始

令和3年度のノリ人工採苗が本会多度津のり種苗センターにおいて、9月24日(金)より始まりました。



採苗の様子

今夏も、猛暑日が多く、ノリ採苗に影響が懸念されましたが、9月中旬以降は気温・水温ともに、例年より若干高いものの問題のないところまで下がっています。

本年度は10月15日(金)までに約3万4千反の採苗を予定しています。



# ライフジャケットの着用義務拡大

平成30年2月1日以降、20トン未満の小型船舶(漁船)の場合原則、すべての乗船者にライフジャケットの着用が義務づけられました。ライフジャケット着用者の海中転落時の死亡率は、非着用の場合に比べて約半分となっており、ライフジャケットの着用は命を守るためにも必要不可欠なものです。

乗船者にライフジャケットを着用させなかった船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません。違反点数が累積して行政処分基準になると、最大で6か月の免許停止になります。違反点数の付与は、令和4年2月1日から開始されます。

## 行政処分基準

	過去1年以内の違反累積点数			
	3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)	業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月
			業務停止6月	業務停止6月

※処分前歴とは、違事事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。

なお、ライフジャケットは国の安全基準に適合したものを着用する必要があります。

**ライフジャケットが命を守る**

ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は2倍以上です！船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを着用しましょう！

海中転落時の生存率: 非着用(死) vs 着用(生)

**ライフジャケットの種類**

- ◆国が安全性を確認した証である桜マークがあるライフジャケットを着用してください！
- ◆桜マークがあるライフジャケットには、すべての小型船舶で使用可能なもの(タイプA)や、水上バイク用などという異なるタイプがあります！(右表参照)
- ◆個人でライフジャケットを購入される場合には、乗船する船舶で使用可能なタイプを確認してください！

※小型船舶漁業士の免許が不要な船舶(ニードル)には、汎用機種が課せられませんが、安全のため桜マークがあるライフジャケットの着用が推奨されます！

**適用除外等の対象例**

適用除外等の対象とするためには様々な条件があります。詳しくはホームページを確認ください。

- 船室内にいる方
- 命綱を装着している方
- 航路案内の係船船員にいる方
- 船外で泳ごうとする遊覧の方
- 専用設備で海上レジャーをする方
- 船長が定めた安全場所にいる方

新規する必要はありません。できるだけ着用して下さい。

**違反すると処分あり!**

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません！5点以上で免許停止の対象となります！

最大6か月の免許停止

※令和4年2月1日から違反点数の付与開始

国土交通省・水産庁・海上保安庁・警察庁 詳しくはホームページへ

(発行 国土交通省海務局安全政策課) <http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime.html> 066018.html